

Ver 1.1

## オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	東武鉄道社有林篠井山林間伐促進プロジェクト(栃木県宇都宮市)
プロジェクト 代表事業者名	東武鉄道株式会社 取締役社長 根津嘉澄



提出日 2011 年 12 月 26 日

受理日 2011 年 12 月 26 日

最終版提出日 2012 年 1 月 23 日

A: 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	東武鉄道株式会社 (トウブテツドウカブシキガイシャ)		
住所	東京都墨田区押上一丁目 1 番 2 号		
代表者氏名	根津嘉澄	担当者氏名	大月鉄平
担当者所属	資産管理部	担当者役職	部員
担当者 E-mail	t-otsuki@tobu.co.jp	担当者電話番号	03-5962-2208
プロジェクトでの役割	山林所有者、プロジェクト統括、施業計画策定		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	同上		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	宇都宮市森林組合 (ウツノミヤシンリンクミアイ)		
住所	栃木県宇都宮市戸祭元町 3 番 10 号		
代表者氏名	福田嘉男	担当者氏名	酒出幸範
担当者所属		担当者役職	技師
担当者 E-mail	ushinrin@sun.ucatv.ne.jp	担当者電話番号	028-622-1989
プロジェクトでの役割	施業実施		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	東武鉄道株式会社 (トウブテツドウカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 ※6	口座未開設		

ダブルカウントの防止の措置※7	
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	<p><b>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</b></p> <p>事業者名：東武鉄道株式会社（トウブテツドウカブシキガイシャ）</p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。                  (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: 東京都環境確保条例 \_\_\_\_\_

制度名: 埼玉県地球温暖化対策推進条例 \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①																																																																																
	項目																																																																															
B.1 プロジェクト活動	<p><b>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</b></p> <p>東武鉄道は、栃木県・群馬県を中心に社有林を保有しており、計画的な植林・下刈・間伐を行い、森林整備・保全に取り組んでいる。</p> <p>本プロジェクトは、栃木県宇都宮市にある篠井山林を対象とし、スギ・ヒノキといった針葉樹林の間伐促進により二酸化炭素の吸収力を高めることを目的とする。</p>																																																																															
	<p><b>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</b></p> <p>本プロジェクトの対象となる施業計画の対象面積は 59.9ha であり、対象範囲のすべては人工林で占められている。プロジェクトの計画面積は 58.6ha である。</p> <p>人工林の樹種別面積では、スギ 25.1ha (43%)、ヒノキ 33.5ha (57%) となっている。樹種構成のピークは 10～12 齢級 (70%) に集中しており、水源かん養、国土の保全等の公益的機能増進の観点から引き続き間伐等の適切な整備を実施する必要がある。</p> <p>以下に、本プロジェクトの対象範囲の樹種別・齢級別面積および立木材積を記す。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption style="text-align: center;">樹種別・齢級別面積・蓄積構成表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">齢級 (2011)</th> <th colspan="2">面積 (ha)</th> <th colspan="2">立木材積 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>0</td><td>1.9</td><td>0</td><td>47</td></tr> <tr><td>7</td><td>0</td><td>2.6</td><td>0</td><td>568</td></tr> <tr><td>8</td><td>0.2</td><td>0.2</td><td>51</td><td>97</td></tr> <tr><td>9</td><td>1.0</td><td>5.2</td><td>361</td><td>758</td></tr> <tr><td>10</td><td>4.4</td><td>8.4</td><td>1,783</td><td>2,566</td></tr> <tr><td>11</td><td>4.4</td><td>4.1</td><td>2,535</td><td>1,180</td></tr> <tr><td>12</td><td>7.0</td><td>7.0</td><td>2,954</td><td>1,122</td></tr> <tr><td>13</td><td>1.0</td><td>2.0</td><td>516</td><td>811</td></tr> <tr><td>14</td><td>0.8</td><td>0.9</td><td>446</td><td>109</td></tr> <tr><td>15</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>141</td><td>195</td></tr> <tr><td>17</td><td>0.4</td><td>0</td><td>466</td><td>0</td></tr> <tr><td>18</td><td>0.2</td><td>0</td><td>241</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>19.8</td><td>33.0</td><td>9,494</td><td>7,453</td></tr> <tr><td>合計</td><td colspan="2">52.8</td><td colspan="2">16,947</td></tr> </tbody> </table>	齢級 (2011)	面積 (ha)		立木材積 (m <sup>3</sup> )		スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	6	0	1.9	0	47	7	0	2.6	0	568	8	0.2	0.2	51	97	9	1.0	5.2	361	758	10	4.4	8.4	1,783	2,566	11	4.4	4.1	2,535	1,180	12	7.0	7.0	2,954	1,122	13	1.0	2.0	516	811	14	0.8	0.9	446	109	15	0.5	0.5	141	195	17	0.4	0	466	0	18	0.2	0	241	0	計	19.8	33.0	9,494	7,453	合計	52.8		16,947	
	齢級 (2011)		面積 (ha)		立木材積 (m <sup>3</sup> )																																																																											
スギ		ヒノキ	スギ	ヒノキ																																																																												
6	0	1.9	0	47																																																																												
7	0	2.6	0	568																																																																												
8	0.2	0.2	51	97																																																																												
9	1.0	5.2	361	758																																																																												
10	4.4	8.4	1,783	2,566																																																																												
11	4.4	4.1	2,535	1,180																																																																												
12	7.0	7.0	2,954	1,122																																																																												
13	1.0	2.0	516	811																																																																												
14	0.8	0.9	446	109																																																																												
15	0.5	0.5	141	195																																																																												
17	0.4	0	466	0																																																																												
18	0.2	0	241	0																																																																												
計	19.8	33.0	9,494	7,453																																																																												
合計	52.8		16,947																																																																													
<p><b>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</b></p> <p>プロジェクト実施地は、森林施業計画の認定を受けた森林であり、2011年10月1日～2016年9月30日の期間において 59.9ha を間伐する。間伐はスギ・ヒノキとし、間伐周期を 7～10 年とする。</p> <p>間伐率は鬼怒川地域森林計画（栃木県・宇都宮市）の指導により概ね 20～35% とする（定性）。</p>																																																																																

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等				
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
	トータルステーション SET3030R	ソキア		H17.04	面積・樹高測定器
	ポケットコンパス	牛方商会		購入予定	面積測定器
	VERTEX LASER 輪尺	Haglof社 STIHL社		購入予定 購入予定	樹高測定器 胸高直径測定器
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	栃木県宇都宮市・篠井山林			
	住所	栃木県宇都宮市飯山町 阿久戸35,36-3,36-4,36-5,37-1,37-3,38 長久保788-1,801,803,804-2 芝原824,825-1,829-1,829-2,831-1,831-2 下台813-4,833-1,842,844,845,847-1,848-1,849-1,850-1 竹頭1067,1068,1069 土光入1070 沼ヶ入778,810,811,815-1,819,821,822 栃木県宇都宮市上小池町 入日向1039-6,1039-7 大久保1021,1022-1,1022-3,1022-4,1022-5,1022-7,1022-10,1022-11,1030-1 大六文1012 日向山1039-9,1052 孫清寺1031-2,1032,1037-1,1037-2 栃木県宇都宮市下小池町 明地1117,1120,1121 桶越994,995,996,997,1000,1002,1023,1024 北ノ内1028-1,1030,1041-2,1042-3,1042-5,1046,1049,1056,1071,1073-1 太夫内1076,1077,1079,1080,1081-2 中妻1129,1130,1131-1,1132,1133 宮ノ下1125-1,1125-2,1128-1,1128-3 栗室1137,1138,1139-1 畑ヶ入1095-1,1100,1101-2			
概要	<p>篠井山林位置図 栃木県宇都宮市</p>				

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2011年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日 (2年0ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2011年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日						
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	0	340	337	677
B.7 モニタリング報 告の頻度	年一回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林整備加速化・林業再生基金事業					
	補助金額 (申請額含む)	13,750,000 円					
	補助対象年月日	2010年 4月 1日 ~ 2011年 5月 31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	資料 1-S 参照					
備考	<p>本プロジェクト対象地域において森林火災、土砂崩れ、病虫害、獣害等の発生事例については報告されていない。</p> <p>森林管理対策として、立入防護柵や藤蔓伐採等の災害時対策を含め監視に努めている。</p>						

※1:クレジット期間は、2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日 の間で設定すること。

※2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てすること。



C:適用方法論										
C.1 適用方法論	方法論番号	No. R.001 ver.5.0								
	方法論名称	森林経営活動による CO <sub>2</sub> 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)								
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1								
	C.2.1 条件1	プロジェクト実施地は、「鬼怒川地域森林計画」が栃木県により策定されており、森林法第 5 条に定める森林である。								
	C.2.2 条件2	<p>プロジェクト実施地において行われる施業が、以下の 3 つの条件を満たす間伐である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● クレジット発行対象期間内に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において転用及び主伐が計画されていない。</li> <li>● 2007 年 4 月 1 日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものである。</li> <li>● 2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされている。</li> </ul>								
	C.2.3 条件3	<p>プロジェクト実施地は、森林施業計画の認定を受けた森林である。</p> <p>認定番号 第 23-1 号 期間(2011 年 10 月 1 日～2016 年 9 月 30 日)</p>								
C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<p>(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">準拠の説明</th> <th style="width: 50%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する	
準拠の説明	説明									
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない										
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*										
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										

	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)		
		モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
		活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS <input checked="" type="checkbox"/> 実測	活用可能な森林 GIS が整備されていないため
		拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測 <input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」における精度の高いデータが利用可能であるため
		収穫予想表	<input checked="" type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等) <input type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	栃木県データの作成年次が古い ため、現状に近い収穫予想表を作成
注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。				
C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)		
		森林を適切な状態に保つために必要な間伐が 2007 年度以降に実施されていない状態。		
		(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)		
		データの信頼性・入手可能性	説明	
	<input type="checkbox"/> 低い <input checked="" type="checkbox"/> 低くない			
(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)				
		施業計画通りに実施しない可能性	説明	
		<input type="checkbox"/> 可能性がある <input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		

		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)	
		転用の可能性	説明
		<input type="checkbox"/> 可能性がある	
		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない	
C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定		(温室効果ガス排出源・吸収源)	
		温室効果ガス排出源・吸収源	説明
		森林プロジェクトで対象となる排出源・吸収源	地上部バイオマス・地下部バイオマス
		上記に含まれないプロジェクト固有の排出源・吸収源	なし
		リーケージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックしたリーケージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。	
		リーケージの種類	説明
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外での吸収量を減少させる活動の増加	該当なし
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、プロジェクト対象地外における排出量を増加させる活動の増加	該当なし
		(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)	
		温室効果ガス排出源・吸収源特定のための追加的な基準	説明
<input type="checkbox"/> 使用			
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない			
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確か なデータの使 用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)	
		不確かなデータの使 用	説明
		<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収量の過大評価がないことを説明すること。)
		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	

	<p>C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源</p>	<p>(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)</p> <table border="1" data-bbox="550 322 1396 568"> <thead> <tr> <th data-bbox="550 322 866 465">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</th> <th data-bbox="866 322 1396 465">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 465 866 517"> <input type="checkbox"/> 存在する                 </td> <td data-bbox="866 465 1396 517"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 517 866 568"> <input checked="" type="checkbox"/> 存在しない                 </td> <td data-bbox="866 517 1396 568"></td> </tr> </tbody> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
<p>C.6 モニタリングプロットの設置</p>		<p>(モニタリングプロットの設定方法に関する記述)</p> <p>当プロジェクトのモニタリングプロット（予定）を資料 3-3 に示す。プロジェクト対象地の森林施業計画書に沿って、尾根等の小地形、樹種別に区別し、斜面等の位置等、森林の成長が標準的な位置にプロットを設定した。</p> <p>なお、実際にモニタリングを行う際は、森林概況を踏まえ、モニタリングポイントの変更・追加を行う可能性がある。</p> <p>(モニタリングプロットに対応した資料の準備)</p> <p>資料 3-3 を参照</p>						
<p>C.7 備考</p>								

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する*
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に: )
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
D.2 ステークホルダー(森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	<p>対象森林は代表事業者所有山林であり、森林施業計画も代表事業者単独計画のため、他の利害関係者は存在しない。</p>			
D.3 その他特記事項				